

# 市県民税と所得税の申告受付会場のお知らせ

税務課 ☎65・6524

令和2年分所得税の確定申告と、令和3年度市県民税の申告受付を、左記のとおり行います。

**申告書はご自身で記入し、提出してください。**

申告受付会場		受付日	受付時間
本庁	1階：多目的ルーム	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日・祝日は除く)	<b>【午前の部】</b> 8時30分～10時30分  <b>【午後の部】</b> 13時～16時 ※土・日・祝日を除きます。 ※各会場の初日と午前は大変な混雑が予想されます。
北部振興局	2階：第1・2会議室		
びわ支所	2階：サークル活動室	2月24日(水)・25日(木)	
虎姫支所	1階：会議室	2月26日(金)・3月1日(月)	
高月支所	3階：会議室	3月2日(火)・3日(水)	
浅井支所	3階：大会議室	3月4日(木)・5日(金)	
湖北支所	1階：大会議室	3月8日(月)・9日(火)	
西浅井支所	2階：小ホール	3月10日(水)・11日(木) ※11日は午前中のみ	
余呉支所	1階：会議室	3月12日(金)・15日(月) ※15日は午前中のみ	

**【注意事項】**

○各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくこととなります。また、申告者が多い場合は、時間内であっても受付を終了する場合があります。

○税務課および北部振興局福祉生活課、各支所の窓口では、申告受付をしません。上記の各会場でお願いします。

**申告会場では、新型コロナウイルス感染症対策をお願いします**

○混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

○来庁時は、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症対策をお願いします。マスクを着用していないと、入場をお断りする場合があります。

○発熱、咳など体調の不調が心配な人は、来庁を控えてください。また、検温により、入場をお断りする場合があります。

**土地、家屋とともに固定資産税の課税の対象となります。**

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。

**太陽光発電設備について**

個人が設置し、発電している太陽光発電設備も償却資産の対象となります。申告の必要がありますので、担当課までお問い合わせください。

※事業用ではなく、最大出力が10kw未満の場合は、償却資産の対象外となります。

# 償却資産の申告は2月1日までに

税務課 ☎65・6523

償却資産をお持ちの人は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在の資産状況について申告が必要です。

なお、償却資産の申告書類が必要な人は、担当課までご連絡ください。

※前年から資産の増減がない場合や、廃業した場合も申告が必要です。

## 償却資産とは

会社や個人で工場、商店などを営んでいる人や、アパート、駐車場を貸している人などが、その事業のために用いる資産(構築物・機械・車両・器具・備品など)のことです。

# 要介護認定を受けている人も市県民税と所得税の障害者控除が受けられます

税務課 ☎65・7789

介護保険の要介護認定を受けている人やその人を扶養している人で、次の要件を満たしている人は、市県民税と所得税の障害者控除を受けることができます。

## 【認定要件】

令和2年12月31日現在、介護認定を受けており、次のいずれかに該当する人

○介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること

○介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはC

こと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であると読み取れること

※控除を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、左記窓口へ申請してください。また、認定書について詳しくは、担当課までお問い合わせください。

**【申請窓口】**

高年齢福祉介護課(本庁舎1階)、北部振興局福祉生活課、各支所

**【税に関する問合せ】**

税務課 ☎65・6524



# 確定申告書の作成はパソコンやスマホで

税務課 ☎65・6523

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、申告書は自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットで作成し、e-Taxまたは郵送で提出することをおすすめします。

市県民税の申告書作成については、市ホームページ、所得税の確定申告書作成については、国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)でそれぞれ作成できます。

また、マイナンバーカードをお持ちの人やID・パスワード方式の届出済みの人はe-Taxで、それ以外の人は印刷して郵送でも提出できます。



▲市ホームページ



▲確定申告書等作成コーナー



# 長浜税務署からのお知らせ

給与所得者や年金受給者のための還付申告会場

年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除および中途退職者の還付申告会場を開設します。

**【とき】**2月1日(月)～5日(金) 9時30分～11時30分 13時～15時30分

**【ところ】**市役所本庁舎1階 多目的ルーム

※会場内に筆記用具等はありませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。  
※相続税、贈与税、土地・建物・株式の譲渡所得等の相談は行っていません。

## 国税の納付は安全・便利な「キャッシュレス納付」で

国税は、ダイレクト納付または振替納税、インターネットバンキング、クレジットカードで納付することもできます。

## 納税証明書の取得はe-Taxを使ったオンライン請求で

自宅のパソコンやスマートフォン等から納税証明書の請求ができます。(税務署窓口での受け取りには本人確認が必要です)

# 令和3年度固定資産税の軽減措置に関するお知らせ

税務課 ☎65・6523  
〒526-8501 八幡東町632

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が低下した中小事業者等を対象に、償却資産と事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税および都市計画税の負担を軽減します。

## 【中小事業者等】とは

- 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- 資本または出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1千人以下
- 常時使用する従業員の数が1千人以下の個人

## 【対象者】

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している中小事業者等。

## 【軽減率】

- 30～50%未満の減少(1/2)
- 50%以上の減少(全額)

## 【提出書類】

- 申告書(認定経営革新等支援機関等の認定を受けたもの)
- 特例対象資産一覧

## 【提出期限】

2月1日(月)  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告書の提出はできる限り郵送でお願いします。

**【提出先】** 税務課(本庁舎1階)

